

## 札幌エクセルランニングクラブ会員規約

### 第1条[名称及び所在地]

当クラブは、「札幌エクセルランニングクラブ」と称し、事務局を北海道札幌市白石区北郷5条3丁目12番18号に置く。

### 第2条[目的]

当クラブは、全ての会員へ、ランニングを通じてスポーツ活動プログラムと環境を提供し、個々の「楽しみ」「生きがい」「健康促進」等をサポートすることを目的とする。

### 第3条[入会資格]

入会希望者は、当クラブの趣旨に賛同した男女とする（高校生以上の未成年者については保護者の同意が必要）。

### 第4条[入会手続き]

入会希望者は、所定の入会手続きを行い、当クラブが定める入会諸経費（入会費、月会費等）を納入しなければならない。会費納入を完了した段階で、入会と認める。

### 第5条[会費]

会費は、年会費および月会費（スポーツ傷害保険各自加入）とする。会費の金額および支払方法、支払期限等については当クラブが定めるものとする。

### 第6条[休会]

会員は、ケガ等の諸事情により、1ヶ月以上の休会を希望する場合、前月末までにその旨を事務局まで申し出なければいけない。

### 第7条[退会]

会員は、退会を希望する場合、前月末までにその旨を事務局まで申し出なければいけない。

### 第8条[更新]

更新は、会員の退会の意思表示がない場合、自動更新とする。ただし、退会を希望する者は第7条に記している手続きをおこなわなければならない。

### 第9条[除名]

当クラブでは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止、または除名することができる。

- (1) やむをえない理由を除き、クラブが定める諸経費等を3ヶ月以上滞納し、請求があっても完済しないとき。
- (2) 規約、その他当クラブが定める規則に違反したとき。
- (3) 当クラブの名誉、信用を損なう行為、または秩序を乱す行為があったとき。
- (4) その他、会員としての品位を損なうと認められる非行があったとき。

### 第10条[会費の不返還]

一旦納入された会費等は、ケガ、病気等のやむをえない理由を除き、一切返還しないものとする。

### 第11条[会費の適用期間]

当クラブ会費の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### 第12条[附則]

本規約は2017年4月1日より施行する。

### 第13条[個人情報の保護]

#### (1) 個人情報の収集・利用

当クラブで収集する個人情報は以下のとおりとする。

氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、運動歴

これらの個人情報を収集する目的は、クラブ入会で申し込まれたサービスの提供や、クラブとの連絡コミュニケーションを図るためとする。

#### (2) 個人情報の安全管理

当クラブは、会員の個人情報の紛失、漏洩、改ざん、滅失等を防ぐため、必要かつ適切な安全管理を行い、改善に努める。

#### (3) 第三者への提供

当クラブは、下記の場合を除いては、会員の同意なしに個人情報を第三者へ提供しない。・法令に基づく場合

・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合、本人の同意を得ることが困難であるとき。

#### (4) 個人情報の開示、訂正、削除

当クラブへ提出した個人情報を、会員が開示、訂正、削除を希望する場合、当クラブ所定の手続きに基づいて対応する。